

令和7年の労働災害発生状況（7月末現在速報値）

添付資料参照。コロナ感染による災害件数を除きます

死亡災害2件（前年比+1件）、死傷災害179件（同+4件2.3%増）

傾向

昨月末と比べて、対前年比での増加率は減少（+4.8%（6月末比較）→+2.3%（7月末比較））しているが、製造業（前年比+16件）、通信業（同+4件）、接客娯楽業（同+5件）では件数の増加が目立つ。

「墜落、転落」災害（33件→38件）、「はさまれ、巻き込まれ」災害（18件→21件）が増加する一方で、「転倒」災害は減少（47件→43件）している。

ひとこと

7月末時点で熱中症による休業4日以上労働災害が5件発生しています。熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を確実に行うとともに、熱中症予防対策の徹底を図りましょう。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正について

（「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」の改正を含む）

令和8年1月1日から段階的に施行されます

詳細等については衛生週間の説明会において紹介する予定です。

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を促進するため、以下の改正が行われました

個人事業者等の安全衛生対策の推進

1. 注文者等の配慮（R7.5.14（公布日）に施行済み）
2. 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大（R8.4.1施行）
3. 業務上災害報告制度の創設（R9.1.1施行）
4. 個人事業者等自身への義務付け（R9.4.1施行）
5. 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け（R9.4.1施行）

職場のメンタルヘルス対策の推進（公布後3年以内に政令で定める日から施行）

労働者数50人未満の事業場における、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施の義務付け

化学物質による健康障害防止対策等の推進

1. 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保（公布後5年以内に政令で定める日から施行）
2. 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知（R8.4.1施行）
3. 個人ばく露測定の精度担保（R8.10.1施行）

機械等による労働災害防止の促進等

1. 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し（R8.4.1施行）
2. 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化（R8.1.1施行）

高齢労働者の労働災害防止の推進（R8.4.1施行）

高齢労働者の労働災害の防止を図るために必要な措置を講ずることを努力義務化

治療と仕事の両立支援の推進（R8.4.1施行）

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることを努力義務化